

地域活動活性化事業



2年目以降も助成金の申請ができます。

この事業は、地域の課題を解決することを目指して活動する皆様に応援することで、住民一人ひとりが主体となったまちづくりを進めることを目指し、平成25年度に開始しました。

平成25年度は、助成金の申請は1団体1回限りとしていましたが、平成26年度からは、2つの申請部門を設けることで、2年目以降も申請ができるようになりました（両部門を合わせて最長で4年間助成を受けることができます）。

何か地域に貢献する活動を始めたい、今行っている活動の輪をもっと広げたいと思っている方は、是非ご活用ください。

【申請部門の種類】

種別		助成可能回数	助成金額（上限）
めばえ部門	設立して1年未満の団体	1団体1回限り	5万円
はぐくみ部門	設立して1年以上の団体 （又は前年度に本助成金を受けた団体）	1団体3回限り	5万円

【助成金の概要（両部門共通）】

対象事業	地域にある課題を解決するために行う、営利を目的としない活動
対象団体	以下を満たす団体（法人格の有無は問わない） ① 琴平町内に「活動拠点」と「連絡場所」がある ② 構成員が5人以上で、その半数以上が琴平町内に在住・在勤・在学している ③ 活動を琴平町内で行っている ※ 国、自治体から助成金を受けたことがある団体は対象外
対象経費（例）	▽講演会に招いた講師への謝礼や講師の旅費 ▽チラシ・ポスターの印刷代、用紙代 ▽事業に要した切手代やボランティア保険加入費
募集期間・受付	平成28年4月1日以降随時受付 申請書を直接福祉課まで持参